

項目	様式3及び様式4での該当箇所 ※番号は柏市で独自に設定			説明	自治体区分ごとの個人情報の取得状況		
					措置等自治体	住民票所在自治体	施設所在自治体
児童等に施設等入所等の措置等を行った自治体の名称等	措置等自治体	1	団体コード	全国地方公共団体コードを記入する。	1次取得	2次取得	2次取得
		2	都道府県名		1次取得	2次取得	2次取得
		3	市区町村名		1次取得	2次取得	2次取得
		4	措置等自治体管理番号	措置等自治体において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。	1次取得	2次取得	2次取得
児童等が入所している施設等の所在する市区町村の名称等	施設所在地	5	団体コード	全国地方公共団体コードを記入する。	1次取得	取得無し	2次取得
		6	都道府県名		1次取得	取得無し	2次取得
		7	市区町村名		1次取得	取得無し	2次取得
		8	施設所在市区町村管理番号	施設所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。	2次取得	取得無し	1次取得
児童等の住民票が所在する市区町村の名称等	住民票所在地	9	団体コード	全国地方公共団体コードを記入する。	1次取得	2次取得	2次取得
		10	都道府県名		1次取得	2次取得	2次取得
		11	市区町村名		1次取得	2次取得	2次取得
		12	住民票所在市区町村管理番号	住民票所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。	2次取得	1次取得	2次取得
児童等の氏名、性別、生年月日	施設入所等児童等	13	氏名（漢字）	施設入所等児童等の氏名を漢字で記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。	1次取得	2次取得	2次取得
		14	氏名（カタカナ）	施設入所等児童等の氏名を全角カタカナで記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。	1次取得	2次取得	2次取得
		15	性別	施設入所等児童等の性別について、男性の場合は「1」を、女性の場合は「2」を記入する。	1次取得	2次取得	2次取得
		16	生年月日（西暦）	施設入所等児童等の生年月日を西暦表記で記入する。 例）平成26年1月1日の場合は、「20140101」と記入。	1次取得	2次取得	2次取得
		17	入所等年月日（西暦）	施設入所等児童等に係る委託、入所及び入院の措置、又は契約の年月日を西暦表記で記入する。 例）平成26年1月1日の場合は、「20140101」と記入。	1次取得	2次取得	2次取得
		18	区分 A：1月1日以前 B：1月2日以降	「入所等年月日」の日付が基準日（平成26年1月1日）以前である場合は「A」，「入所等年月日」の日付が平成26年1月2日以降である場合は「B」を記入する。	1次取得	2次取得	2次取得
施設等に入所している児童等に子があり、同一の施設に入所している場合の親子関係	施設入所等児童等	19	子である児童	基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合について、「その子である児童」の同欄に、「児童等である父又は母」の「措置等自治体管理番号」欄の番号を記載することで、親子関係を確認する。	1次取得	2次取得	2次取得
児童等が施設を退所した場合の退所日（ただし、平成26年3月8日以降に退所した場合に限る）		20	備考	平成26年3月8日以降に退所した場合は、措置等自治体は当該日付けを記載し、施設所在市区町村に連絡をする必要がある。	1次取得	3次取得	2次取得
保護者への支給停止の状況	通信欄	21	支給停止処理結果等	住民票所在市区町村において、支給停止処理を行った場合は「1」を、既に支給決定通知されたことにより支給停止処理が行えなかった場合及び支給対象ではないために支給停止処理が行えない場合は「2」を記入する。	2次取得	1次取得	3次取得
給付金の加算措置の申請状況		22	加算措置の申請	施設入所等児童等の給付申請書の提出を受けた場合に、申請書に記載されている番号を記入する。いずれの加算項目も記載されていない場合は、「N」を記入する。	2次取得	3次取得	1次取得
給付金加算措置の可否		23	加算の可否	施設入所等児童等の加算措置について住民票所在市区町村に照会があった際、当該施設入所等児童等が加算措置の対象者である場合は、加算措置対象一覧の番号を記入する。	2次取得	1次取得	3次取得
徴収金階層区分		24	徴収金階層区分等	「区分」欄が「B」である施設入所等児童等については、施設利用に係る徴収金の階層区分や利用者負担上限月額の区分が市町村民税非課税世帯に適用されるものである場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。また、「区分」欄が「A」である施設入所等児童等については、「N」を記入する。	1次取得	取得無し	2次取得
平成26年3月8日以降に退所した児童等についての給付金支給状況		25	備考	3月8日以降退所者への扱いを記載。施設所在市区町村において、施設入所等児童等の給付金を支給決定している場合には「支給決定済」と記載し、支給決定していない場合は「支給未決定」と記入する。	2次取得	3次取得	1次取得

- これらの情報共有は、給付事務開始の前段階として行なわれるため、本人の同意を得て行う余地はない。
- 「措置等自治体」は「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」の間に入り、情報のやり取りを仲介するため、全ての項目について外部提供をすることになる。
※「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」は、児童等が入所している施設の所在地を保護者に知られる恐れがあるため、直接情報のやり取りをしない。

【参考資料】

	臨時福祉給付金	子育て世代臨時特例給付金
制度趣旨	消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、給付措置を行うもの。	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するもの
給付金の対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く） ※生活保護の被保護者等は除く	基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者 なお、給付の算定対象となる児童は、以下の条件を満たした者となる ①支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童 ②臨時福祉給付金ではない者 ③生活保護制度内で対応される被保護者等ではない者
給付額	支給対象者1人につき、1万円。ただし、支給対象者のうち、老齢基礎年金、児童扶養手当等の一定の年金、手当等の受給者は1人につき5千円を加算	対象児童1人につき1万円
給付実施主体	基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市区町村	
柏市の担当部署	市民生活部保険年金課	こども部児童育成課
諮問の趣旨	両給付金ともに、児童福祉施設等に入所している児童等については、親権者や住民票上の保護者を支給対象から外し、当該児童等に直接給付金を支給することとなっています。 また、当該児童等については、例外的に、住民票所在地の市区町村ではなく、施設所在地の市区町村で支給事務を行うこととなっています。 これらの措置を遺漏なく行うため、①入所等の措置を行った自治体（都道府県を含む）、②住民票所在地の市区町村、③施設の所在地の市区町村の3者で、該当する児童等の個人情報共有が必要があり、その過程で「保有個人情報の実施機関以外への外部提供」を行うこととなります。 ※個人情報の外部提供に使用する書式は別添のとおりです。	
その他	柏市が入所等の措置を行うケースは、 ①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設（保健福祉部障害福祉課所管） ②「児童福祉法」に規定する母子生活支援施設（こども部児童育成課所管） の2つです。	

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について

趣 旨：消費税率の引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため給付措置を講ずるもの
 実施主体：平成26年1月1日時点での住所地の市町村（自治事務・国庫補助事業）
 支給方法：対象者からの申請に基づき、口座振込み等により行う（1回限り）
 支給時期：未定（各市町村の実情等に応じて、市町村ごとに決定）

臨時福祉給付金

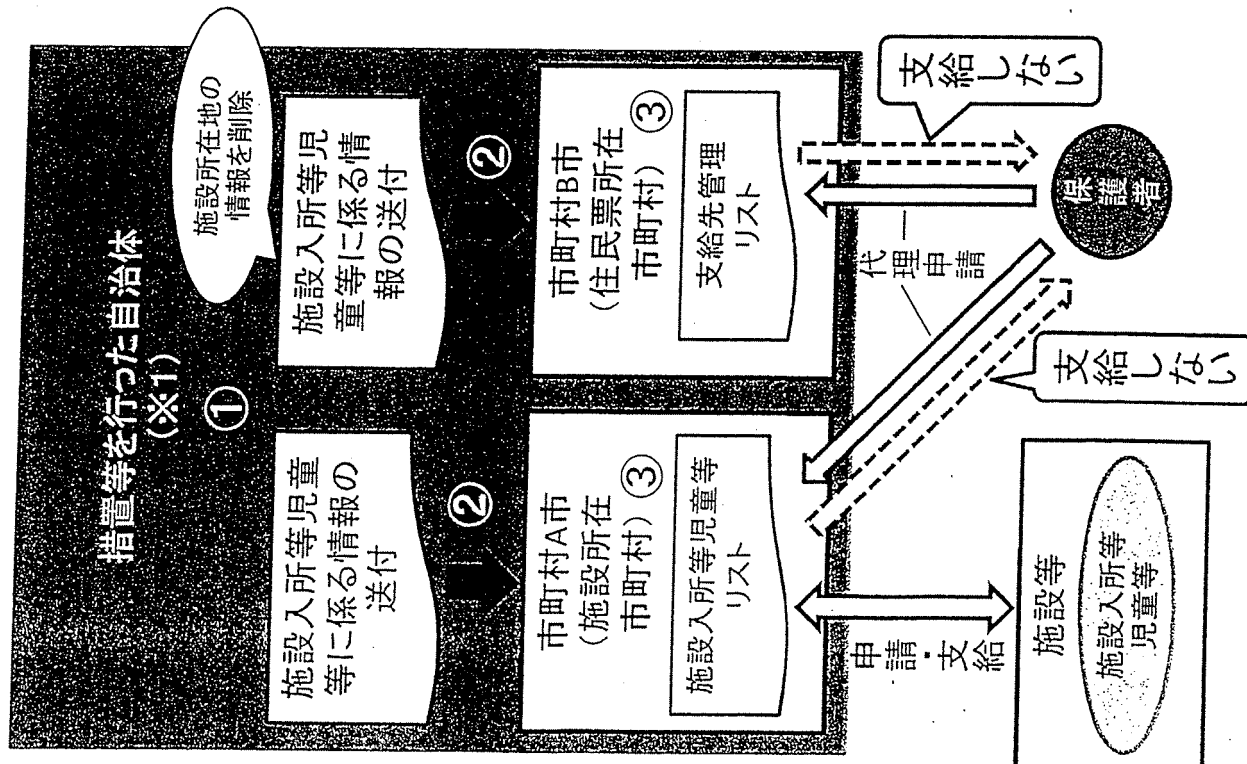
- ・対象者
 - 平成26年度市民税が非課税の者（本人とその扶養親族）
 - 加算措置あり（年金、児童扶養手当等の受給者）
 - 生活保護の被保護者を除く
- ・支給額
 - 対象者一人につき1万円
 - 加算対象者は一人につき5千円を加算

子育て世帯臨時特例給付金

- ・対象者
 - 平成26年1月分の児童手当受給者（児童手当の対象児童数に応じて支給）
 - 生活保護の被保護者、臨時福祉給付金の受給対象となる者、平成25年の所得が児童手当の所得制限を超える者を除く
- ・支給額
 - 対象児童一人につき1万円

※ 生活保護の被保護者については、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を織り込んで生活扶助基準の改定を行うため対象外

【施設入所等児童等に係る事務処理の流れ】



○ 情報整理期間: 平成26年3月7日まで

○ 自治体間の連絡調整期間:

平成26年3月10日～3月20日

① 平成26年3月7日まで

措置等を行った自治体は、施設所在市町村及び住民票所在市町村に対し提供する情報を整理する。

② 平成26年3月10日～3月20日

措置等を行った自治体は、施設所在市町村及び住民票所在市町村に対し整理した情報を提供する。

③ 平成26年3月24日～

施設所在市町村は、措置等を行った自治体からの情報提供に基づき、施設入所等児童等リストを作成。
住民票所在市町村は、措置等を行った自治体からの情報提供に基づき、支給先管理リストを作成。施設入所等児童等分の支給を停止する。

※1 (ア) 小規模住居型児童養育事業、里親、障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業の場合

… 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

(イ) 障害者支援施設、のぞみの園の場合 … 市町村(特別区を含む)

(ウ) 婦人保護施設の場合 … 都道府県

(エ) 母子生活支援施設の場合 … 都道府県、指定都市、中核市

※2 施設所在地の情報が、市町村の窓口から保護者に対して流出することを防ぐため、この情報を施設入所等児童等の住民票所在市町村(=保護者の居住市町村)に伝えないことが必要。